

原子力施設の運転経験反映のための取組みについて

平成25年2月13日

原子力規制庁

原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的とし、原子力施設の運転経験の規制への反映が海外において進められていることを踏まえ、原子力規制庁及び原子力安全基盤機構(以下、「JNES」という。)において、以下の取組みを進める。

1. 運転経験に係る情報の入手及びスクリーニング

JNESにおいて、NRC や IAEA の運転経験に基づく海外事故情報並びに規制庁が把握している国内のトラブル情報等を入手し、以下の二段階のスクリーニングを実施する。なお、入手する情報の範囲については、適宜その拡充を図っていくものとする。

➤ 1次スクリーニング

我が国の安全規制に関連する可能性のある情報を「検討安全情報」として抽出

➤ 2次スクリーニング

「検討安全情報」のうち、何らかの対応が必要な情報を「対応安全情報」の候補として抽出

2. 技術情報検討会の開催

- (1) 原子力規制庁内に技術情報検討会を設置し、1. に示すJNESにおけるスクリーニングの状況を踏まえ、1～2ヶ月に1回程度の頻度で開催する。
- (2) 技術情報検討会は、1. においてスクリーニングされた対応安全情報の候補について、その内容及び当該事案への対応方針案を確認する。また、対応不要とした情報については、その理由を確認、記録するとともに、新たな情報により評価の見直しが必要になった場合は、改めて検討を行う。
- (3) 技術情報検討会は、対応安全情報への対応状況について、その進捗状況のフォローアップを行う。
- (4) 技術情報検討会の資料・議事内容は、原則、開催の都度、ホームページ掲載により公開する。

3. 原子力規制委員会への報告等

- (1) 技術情報検討会の開催状況、対応に係る検討の進捗状況については、四半期1回程度を目途に委員会に報告する。
- (2) 技術情報検討会の検討結果等について委員会による検討等が必要となった場合には、当該事案の発生の都度、委員会に報告し、必要な対応等に係る決定を求めるものとする。

4. その他

- (1) 1. 及び2. におけるスクリーニングの対象とした情報については、原則として、原子力規制委員会ホームページ上に公開し、国内の原子力施設に反映すべき技術的課題について、広く一般からのコメントを求める。
- (2) (1)において指摘された技術的課題については、技術情報検討会において、提出されたコメントを踏まえて対応の要否について改めて検討し、対応が必要と認められた場合には対応安全情報として位置付けることとする。

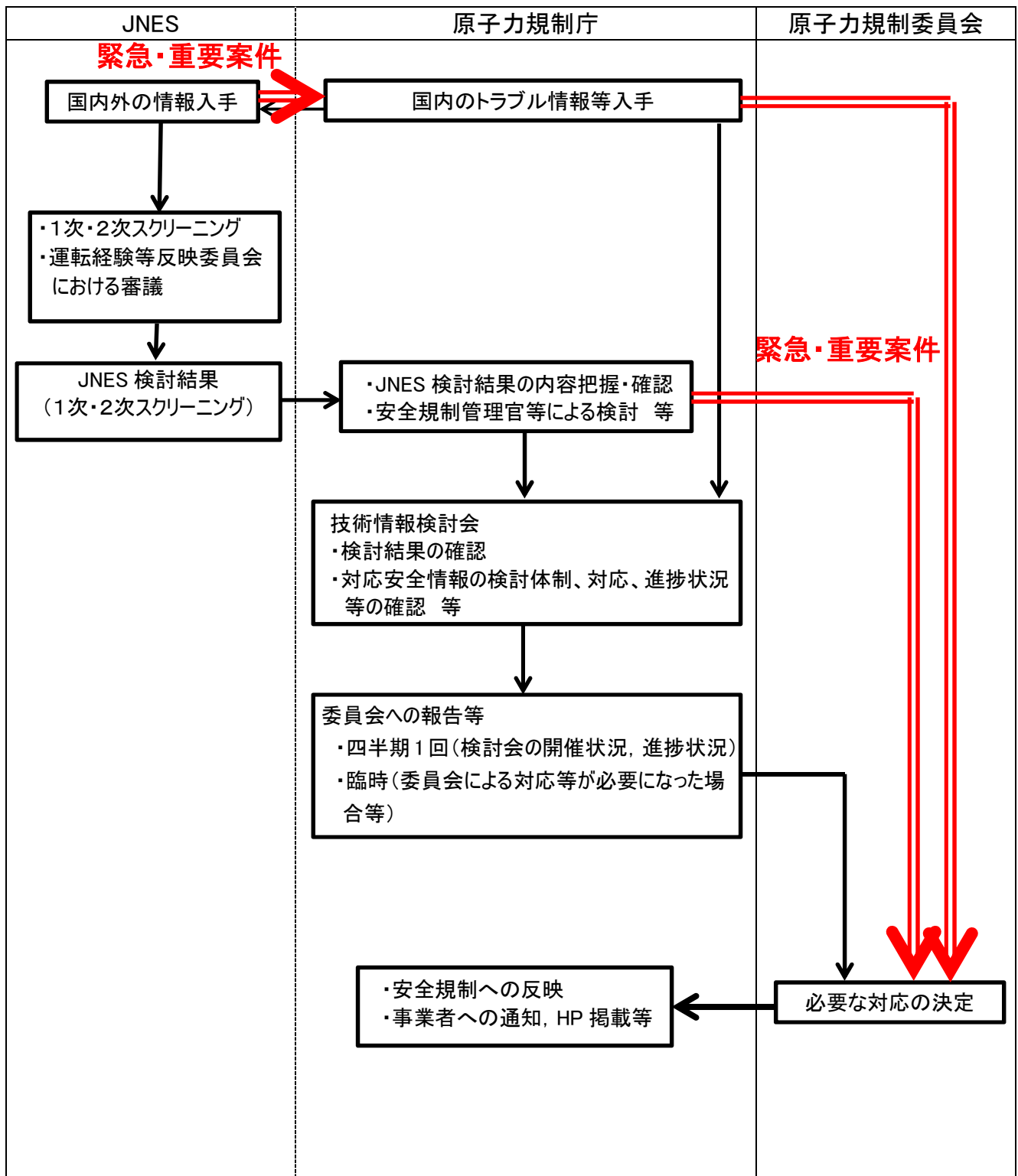


図 原子力施設の運転経験反映のための情報の流れ

技術情報検討会名簿

原子力規制委員会

原子力規制委員

原子力規制庁

緊急事態対策監

原子力規制庁審議官

技術基盤課長

安全規制管理官(BWR 担当)

安全規制管理官(PWR・新型炉担当)

安全規制管理官(試験研究炉・再処理・加工・使用担当)

安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当)

安全規制管理官(地震・津波安全対策担当)

事故対処室長

独立行政法人原子力技術基盤機構

総括参事

企画部長

耐震安全部長

核燃料廃棄物安全部長

原子力システム安全部長

検査評価部長

事務局(技術基盤課安全研究推進室)